

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 7 月 13 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年11月1日から平成7年2月1日まで

私は、健康保険資格喪失証明書により、請求期間に、B健康保険組合(以下「健康保険組合」という。)に加入していることが明らかであり、平成3年から平成6年までの期間に係る被保険者標準報酬決定通知書において、厚生年金保険の報酬欄に記載があり、社会保険事務所(当時)の受付確認印もあるので、厚生年金保険にも加入していたと思われる。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)第9条において、被保険者とは、適用事業所に使用される者と定められているところ、請求者自身は、A事業所(個人事業所)の事業主であると主張するとともに、C県D保健所も、請求者は開設時からの開設者及び管理者であると回答しているため、請求期間において、個人事業所の事業主であったことが認められることから、厚生年金保険の被保険者となることができない。

なお、請求者が請求期間において健康保険に加入していたことについて、健康保険組合は、健康保険法上、個人事業所の事業主は被保険者とならないが、誤って請求者を加入させていたため、平成7年2月1日に健康保険の被保険者資格を喪失してもらった旨回答している。

また、健康保険組合は、請求期間当時における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「届書」という。)の様式は複写式であり、健保証番号、氏名等の被保険者情報を印字して事業所に送付していた旨回答しているところ、請求者から提出された平成3年及び平成4年の定時決定に係る厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写)(以下「決定通知書」という。)において、請求者の健保証番号欄には「1」と印字されているが、厚年整理番号欄は空欄となっており、健保証番号欄に「2」と印字されている者の厚年整理番号欄に「1」と記載されているため、健康保険被保険者証の番号と厚生年金保険の整理番号が相違している

理由について、健康保険組合は、請求者が厚生年金保険に加入していないためであると回答し、日本年金機構は、決定通知書に請求者の記載があることについて、個人事業所の事業主が厚生年金保険法の規定により加入できないことは明らかであり、社会保険事務所は、請求者が厚生年金保険の加入者ではないものの、当該届書における請求者の記載について、当時、特段の修正をしなかったものと思われる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。